

# 幼児教育・保育の 無償化がはじまります

10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。利用している施設によって、無償化を受ける手続きが異なりますのでご注意ください。

問 伊奈庁舎こども課 ☎58 - 2111 (内線4201)

## ■利用料無償化の対象施設・サービスと無償化の範囲

区分	3～5歳児クラス		0～2歳児クラス	無償化に伴う申請手続き	10月以降の利用料支払い有無 (市外施設では異なる場合があります)	
	保育の必要性がある	保育の必要性がない	保育の必要性がある 住民税非課税世帯			
幼稚園	新制度未移行園 (絹ふたば文化幼稚園など)		月 25,700 円まで ※1	—	必要	なし *月 25,700 円を超える場合は、差額の支払いあり (自己負担)
	新制度幼稚園 (公立幼稚園含む)		無償 ※1	—	—	なし
	認定こども園 (幼稚園部)		無償 ※1	—	—	なし
	預かり保育を利用する場合	幼稚園利用料に加え 月 11,300 円まで	—	—	必要	あり (償還払い) ※2
保育所(園)	認可保育所(園)		無償	—	—	なし
	地域型保育事業		—	—	—	なし
	認定こども園(保育園部)		無償	—	—	なし
認可外保育施設など ※3		月 37,000 円まで	—	月 42,000 円まで	必要	あり(償還払い) ※2
企業主導型保育施設		ご利用の施設へお問い合わせください。				

※1：幼稚園利用は満3歳児も対象となります。

※2：預かり保育および認可外保育施設などを利用している方については、「償還払い」となります。「償還払い」では、10月以降も利用料を施設にお支払いいただき、支払った費用を後日、市に請求していただく流れとなります。償還払いの請求方法については、下の「■償還払いの請求方法」をご確認ください。

※3：一時預かりや病児(病後児)保育、ファミリーサポートセンターの利用を含みます。なお、幼稚園と併用する場合は、認可外保育施設などの利用分は無償化の対象とならないことがあります。

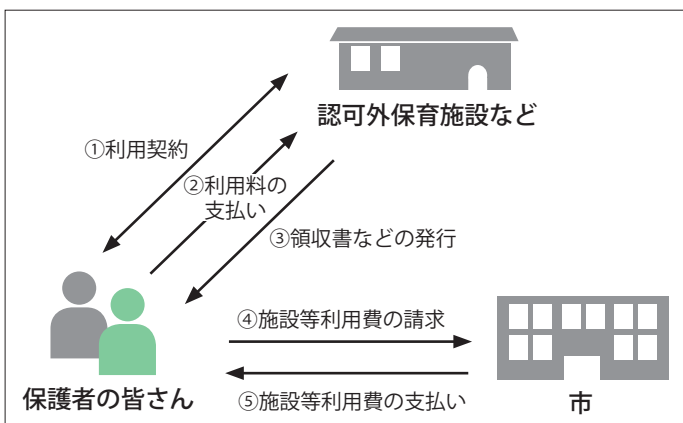
### ◎保育の必要性とは

『保育の必要性がある』とは、保護者が共働きの場合や、病気・障がいがある場合、妊娠・出産や保護者の同居親族などの看護・介護などのため、保護者に代わって子どもを保育する必要があると認定されることです。

### ◎無償化に伴う申請手続き

無償化に伴い申請が必要となる方で、まだ手続き(認定申請書の提出)がお済みでない方は、市こども課へご連絡ください。

## ■償還払いの請求方法(預かり保育、認可外保育施設利用の場合)



①利用契約：利用者と施設の直接契約

②利用料の支払い：利用料の全額を施設へ支払う

③領収証などの発行：施設が発行する領収書などを大切に保管してください。

④施設等利用費の請求：請求の頻度は原則3カ月に1回となります(例：10月～12月利用分を1月に一括請求)。請求の際は、③の領収書など(原本)の提出が必要です。また、施設が請求書を取りまとめる場合がありますので、利用施設の指示に従ってください。

⑤施設等利用費の支払い：市から保護者へ支給します(口座振込)  
※請求書の様式や提出方法など、詳細については市ホームページをご確認ください。

※無償化の概要については、広報7月号にも掲載していますのであわせてご覧ください。